

安全運転管理者情報 NO.5

5月 身につけよう 交通ルールと ヘルメット

「令和6年交通事故防止実践スローガン」

5月は、自転車月間です！



ヘルメットを着用し、交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう

ヘルメットを着用しましょう



ヘルメットの着用が努力義務化されています。

自転車の事故で亡くなられた方は**頭部が致命傷**となる割合が高くなっています。

また、頭部のけがで**後遺症が残る**こともあります。

命を守るためにヘルメットを着用しましょう！



安全基準
マーク



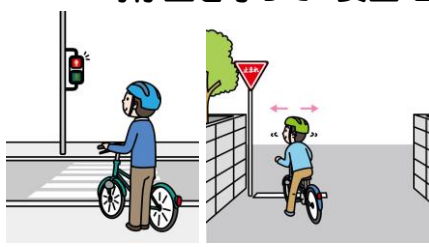
長野中央警察署管内で発生している自転車と車の事故の多くは
出会い頭・左折時衝突・歩道通行の自転車との衝突 です。
運転する際には、「かもしれない」運転をして、左右の安全確認はもちろん
後方、歩道の安全確認を確実にしましょう！！！！

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認



- 3 夜間はライトを点灯



- 4 飲酒運転は禁止



- 5 ヘルメットを着用



長野中央警察署